

埼玉県内の飲食店等の皆様へ 埼玉県感染防止対策協力金について

令和4年3月21日をもって、まん延防止等重点措置が終了となります。

営業時間、酒類提供、人数制限等の制限なく、
営業できるようになります。(認証店に限る。)

※感染防止対策協力金は終了いたします。

3月22日以降、感染防止対策と社会経済活動の両立に向け、
以下のとおりご協力をお願いします。

・ 飲食店等へのお願い

- 業種や施設の種別ごとに、自主的な感染予防のための取組等を定めた業種別ガイドラインや「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守をしてください。
- 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」の認証を取得していない飲食店等は、速やかに取得するようにお願いします。
- 認証を取得していない飲食店等は、営業時間を午前5時から午後8時まで、酒類提供の自粛をお願いします。
- 感染リスクの高いと考えられる場面・場所において、ワクチン接種歴や検査結果の確認を行うことを推奨します。

・ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス)の認証について

感染症予防対策の取組を県が認証する制度です。
3月22日以降も取組の継続をお願いします。

【主なチェック項目】

- ・アクリル板等の設置(又は座席の間隔の確保)
- ・手指消毒の徹底
- ・食事中以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底

認証方法等の詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

○ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/anshinsengen-insyokutenplus.html>



【お問合せは 埼玉県中小企業等支援相談窓口 まで】

電話:0570-000-678 (平日9:00~21:00 土日祝日9:00~18:00)

・ 県内事業者向けLINE公式アカウントのご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内事業者の皆様向けに、県ではLINE公式アカウント「埼玉県_事業者支援情報」で、各種支援金をはじめとする支援情報を幅広く配信しています。是非御活用ください。

ID検索(ID: @802vhfgy)又は右の二次元コードの読み取りで「友だち」追加

